

亀山市告示第172号

亀山市民間保育所低年齢児保育充実事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年10月2日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市民間保育所低年齢児保育充実事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市民間保育所低年齢児保育充実事業費補助金交付要綱（平成17年亀山市告示第223号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第1号中「「保育対策等促進事業の実施について」（平成20年6月9日雇児発第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下この条において「局長通知」という。）」を「「延長保育事業の実施について」（平成27年7月17日雇児発0717第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。）」に改め、同項第2号中「「平成26年度保育緊急確保事業費補助金交付要綱」（平成26年5月29日府政共生第383号内閣府事務次官通知別紙）」を「「一時預かり事業の実施について」（平成27年7月17日27文科初第238号文部科学省初等中等教育局長及び雇児発0717第11号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」に改め、同項第3号中「局長通知」を「「保育対策等促進事業の実施について」（平成20年6月9日雇児発第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。）」に改める。

様式第1号中「入所児童数に占める割合（いずれか多い方）」を「入所児童数いずれか多い方に占める割合」に、
「（年齢区分別にそれぞれ少数点以下第2位を切り捨てし、合算し定員90名以下の保育所については1人加算する。

た値の少数点第1位を四捨五入する。

を

」

「（年齢区分別にそれぞれ小数第2位以下を切り捨てし、合算した3歳児配置改善加算を認定された施設は、3歳児の配置基準を20定員90名以下の保育所については1名加算する。

保育標準時間認定を受ける子どもを受け入れる施設については1値の小数第1位を四捨五入する。）

人ではなく15人として計算し、その旨を備考欄に記入する。

人を加配する。 」

に改める。

様式第3号中「H26.4.1」を削る。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成27年度分の補助金の交付から適用する。